

相続に関する 必要書類のご案内

こちらのご案内は、貯金等の相続手続きに必要な書類や記入方法を記載しています。
ご不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

<お問い合わせ先>

横浜貯金事務センター 相続課 相続照会担当

電話 : 045-945-8195

受付時間 : 平日 午前9時から午後5時まで

～相続手続きをされるお客さまへ～

- 相続手続きに関しましては、被相続人様がお亡くなりになられた事実、相続人様の範囲、代表相続人様以外の相続人様の皆様が代表相続人様への支払いに同意されていることなどを確認するため、必要書類のご提出をお願いしております。

被相続人様の戸籍の状況等により必要書類が異なる場合があることから、郵便局やゆうちょ銀行店舗では、十分な確認やご説明が難しく、当貯金事務センターの専門部署において事務処理を行っております。

そのため、当貯金事務センターからご案内を差し上げることなどにつきまして、お詫び申し上げますとともに、このような事務手続きに関しご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 被相続人様が投資信託をご利用されていた場合、貯金等の相続手続の前に、投資信託の相続手続が必要となりますので、ゆうちょ銀行の窓口または投資信託を取り扱う郵便局へお問い合わせください。

1 相続手続きの流れ

これからの相続手続きの大まかな流れにつきましては、次表のとおりです。

順番	①	②	③	④
お手続きの内容	必要書類のご準備 請求書へのご記入	郵便局等の窓口 への書類提出	通帳・証書の お受け取り	現金のお受け取り

- ※ 相続のご請求からお手続きの完了まで(上記②～③)、1週間～2週間程度を目安としてください。
- ※ ご提出いただいた書類に不備がある場合、法定相続分等の分割払戻しの場合や処理が混み合っている場合には、1か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 各お手続きの説明

① 必要書類のご準備・請求書へのご記入

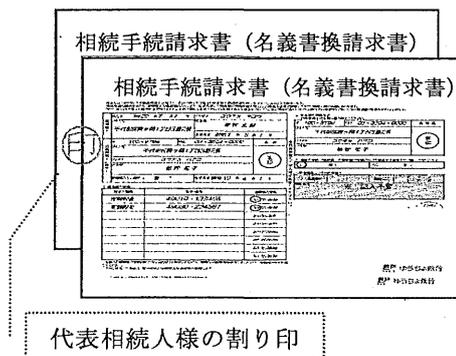
同封の「必要書類一覧表」に記載している書類(要否欄に○のある書類)をご準備ください。

○ 相続手続請求書

同封の『相続手続請求書』に代表相続人様が自署し、押印してください。
貯金の払い戻しの場合は、払戻金の受取方法として、「払戻証書の送付」または「通常貯金への入金」が選択できます。相続手続請求書は受取方法ごとに別々に作成してください。

- ※ 貯金以外(振替口座、払戻証書、払出証書等)は、通常貯金への入金はできません。
- ※ 訂正を行った場合は、訂正箇所印鑑を押印してください。
- ※ 複数の請求書に分けて提出していただく場合は、割り印が必要です。

<相続される貯金等の明細の記載が複数になる場合>



- ※ 複数すべての請求書に代表相続人様の記名押印がある場合は、割り印は不要です。

② 郵便局等の窓口への書類提出

ご記入いただきました「相続手続請求書」等の書類（原本）は、同封の「必要書類一覧表」および「貯金事務センターあて封筒」と一緒に、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口にご提出ください。

※ 代表相続人様をご来店ください（代理人様をご来店される場合は、委任状が必要となります）。

※ 貯金事務センターあて封筒の糊付けは不要です。

【窓口営業時間】 9：00～16：00

*1 土・日・休日および12月31日～1月3日を除きます。

*2 一部、営業時間が異なる取扱店がございますので、詳しくはお近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口へご確認ください。

③ 通帳・証書のお受取り

貯金事務センターにおきまして、ご提出いただきました必要書類の確認および事務手続き完了後、代表相続人様あてに次の書類等を簡易書留郵便にてお送りしますので、お受け取りください。

- ・払い戻しのご請求の場合：『払戻証書』（相続貯金を通常貯金へご入金の場合は、『お支払金額の内訳』）
- ・名義書換えのご請求の場合：『通帳』または『貯金証書』

④ 現金のお受け取り（払い戻しのご請求の場合）

※ 相続貯金を通常貯金へご入金の場合を除きます。

『払戻証書』につきましては、次の書類をお近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓口にお持ちいただき、払戻証書と引き換えに、現金をお受け取りください。

- ・『払戻証書』
- ・ご本人さまであることが確認できる証明書類（運転免許証など）
- ・ご印章

必要書類をご用意いただく前にご確認ください

1. 相続の手続きもれを防ぐために

被相続人様名義の貯金等が、このたびご依頼いただいたもののほかにも存在する可能性がございますので、ご不明な場合は、相続の手続きもれを防ぐために、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で現存照会の請求をしていただきますようお願いいたします。

転居や結婚等により住所または氏名が変更している場合は、変更前・変更後ともにご請求ください。

請求時に必要な書類等ご不明な点につきましては、窓口にお尋ねください。

また、現存照会の請求をされる場合は、相続の必要書類をご用意いただく前に行った上、回答を受領してから相続の請求をしていただきますようお願いいたします。

なお、事前または同時に現存照会の請求をしている場合は、あしからずご了承ください。

2. 相続関係書類のご返送

ご提出いただきました相続関係書類につきまして、戸籍謄本や被相続人様名義の旧通帳は相続手続終了後にご返送いたしますが、それ以外の書類（印鑑証明書等）につきましては、原則、お返ししておりません。

戸籍謄本等以外で、ご提出いただきました書類の返送をご希望の場合は、必要書類をご提出の際に、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口担当者にお申し出ください。

3. 必要書類の追加のご提出依頼

必要書類のご案内につきましては、「相続確認表」に基づいて作成しております。

ご提出いただいた相続関係書類を確認した結果、後日、追加の書類をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

書類記号：A-5

貯金等相続手続請求書(支払請求書)

お客様受付番号： _____

貯金等をしておりました下記被相続人が死亡し、私が下記1の貯金等(被相続人が請求した現金払が現金払規定の定めにより規約解除となった場合の払出金の戻入れを受ける権利を含みます。)を相続することになりました。ついては、私が代表して同貯金等の相続手続を行いますので、次のとおり請求します。

相続手続の請求にあたり、被相続人の遺言書はなく、また、私が代表して貯金等の相続手続を行うことに相続人全員が同意しており、相続人間の紛議もありません。

万一、私以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じた場合においても、私が責任を負い、ゆうちょ銀行又は郵便局に対しては一切迷惑・損害をおかけしません。

被相続人	死亡日 平成 年 月 日	フリガナ	
	おところ	お名前	
		生年月日 年 月 日	
代表相続人(請求人)	〒	TEL	実印
	おところ		
	フリガナ		
	お名前		
	被相続人との続柄 ()	生年月日 年 月 日	

2 遺言の有無 (被相続人の遺言書の有無について該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 無し	(2) 有り
--------	--------

3 払戻金を通常貯金へご入金の場合、通常貯金の記号番号およびお名前(口座名義人)をご記入ください。

記号番号	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	番号(右詰めでご記入ください。)
	1 0 ※	
(フリガナ)		
お名前		

※代表相続人が本人様が自署してください

<貯金事務センター使用欄>

確認者印	確認区分	本・代・法人・貯・願
特記事項		

1 貯金等の明細

次表の貯金等について、代表相続人に支払ってください。

貯金の種類	記号・番号	通帳等の有無
		あり・なし(紛失)

上記の「通帳等の有無」欄に「なし(紛失)」と表示したものは、通帳又は証書等を紛失しましたので、未提出のまま処理してください。

なお、発見した場合は、直ちにゆうちょ銀行又は郵便局に返却します。

日附印

記載例 貯金等相続手続請求書(支払請求書) [書類記号 A-5]

書類記号：A-5

貯金等相続手続請求書(支払請求書)

貯金等をしておりました下記被相続人が死亡し、私下記1の貯金等(被相続人が請求した現金私が現金払規定の定めにより規約解除となった場合の払出金の戻入れを受ける権利を含みます。)を相続することになりました。ついては、私が代表して同貯金等の相続手続を行いますので、次のとおり請求します。
 相続手続の請求にあたり、被相続人の遺言書はなく、また、私が代表して貯金等の相続手続を行うことに相続人全員が同意しており、相続人間の紛議もありません。
 万一、私以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じた場合においても、私が責任を負い、ゆうちょ銀行又は郵便局に対しては一切迷惑・損害をおかけしません。

被相続人様の住所、氏名(フリガナ)、生年月日及び亡くなられた年月日をご記入ください。

代表相続人様の住所、氏名(フリガナ)、生年月日及び被相続人様との続柄等をご記入の上、実印を押してください。

被相続人	死亡日	平成 25 年 10 月 10 日	フリガナ	ユウチョウ タロウ
	おところ	東京都千代田区内幸町2丁目1-1		
代表相続人(請求人)	お名前	郵貯 太郎		
	生年月日	昭和 10 年 10 月 10 日		
〒 100-0011		TEL 03-0000-0000	実印	
おところ		東京都千代田区内幸町2丁目1-1		
フリガナ		ユウチョウ ハナコ		
お名前		郵貯 花子		
被相続人との続柄 (妻)		生年月日 昭和 11 年 11 月 11 日		

2 遺言の有無 (被相続人の遺言書の有無について該当する番号を○で囲んでください。)

(1)	無し	(2)	有り
-----	----	-----	----

3 払戻金を通常貯金へご入金の場合、通常貯金の記号番号およびお名前(口座名義人)をご記入ください。

記号番号	1 1 5 5 0 *						7 6 5 4 3 2 1				
(フリガナ)	ユウチョウ ハナコ										
お名前	郵貯 花子										

<貯金事務センター使用欄>

確認者印		確認区分	本・代・法人・貯・願
特記事項			

1 貯金等の明細

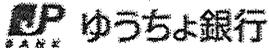
※表の貯金等について、代表相続人に支払ってください。

貯金の種類	記号・番号	通帳等の有無
通常貯金	11500-1234561	ありなし(紛失)
		ありなし(紛失)

上記の「通帳等の有無」欄に「なし(紛失)」と表示したものは、通帳又は証書等を紛失しましたので、未提出のまま処理してください。
 なお、発見した場合は、直ちにゆうちょ銀行又は郵便局に返却します。

相続する貯金等の記号番号を必ずご記入ください。
 また、通帳等の有無欄の該当箇所を必ず○で囲んでください。

日附印



遺言の有無欄の該当箇所を必ず○で囲んでください。

払戻金を通常貯金へご入金の場合、通常貯金の記号番号及びお名前(口座名義人)をご記入ください。

※ 貯金等相続手続請求書は「名義書換えする貯金」と「払戻しをする貯金」とで別々に作成をお願いします。

委任状

平成 年 月 日

株式会社 ゆうちょ銀行 あて

下記の取扱いを委任します。

記

記号番号または取扱番号	
委任する内容	

委任者（名義人）	印
住所（〒 - ）	
氏名	
受任者（代理人）	
住所（〒 - ）	
氏名	

【ご注意】

- ※ 委任状は、手続きを委任する方が自筆でご記入ください。
- ※ この委任状に基づき代理人さまが手続きをする際は、代理人さまのご住所、お名前が確認できる公的証明資料およびご印章をお持ちください。なお、請求内容により、委任者さまの公的証明資料の提示および通帳等のお届け印が必要となる場合があります。
- ※ ご請求をお受けした際、手続きを委任されたご本人さまに電話で委任内容を確認させていただく場合があります。（確認できない場合、お取扱いはできませんので、あらかじめご了承ください。）

代理人様がお来店される場合のご案内

※ 代表相続人様がお来店される場合は不要です。

代理人様がお来店される場合は、委任状が必要となります。

代理人様のご本人様であることが確認できる証明書類（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。（代表相続人様の証明書類と併せて必要となります。）

お持ちいただく書類は、「必要書類一覧表」とともに同封の「貯金事務センターあて封筒」に入れて、ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご提出ください。

※ 委任状は、相続手を委任する方（代表相続人様）が自筆でご記入ください。

委任状

平成25年 8月10日

株式会社 ゆうちょ銀行 あて

下記の取扱いを委任します。

記

<small>記号番号または取扱番号</small>	41500-123456 41500-234567
<small>委任する内容</small>	上記貯金等の相続手続きに関する <small>書類の提出、証書等の受領、払戻金の受領、返送書類の受領、連絡</small>
<small>委任者（名義人）</small>	<small>印</small>
<small>住所（〒100 - 8798）</small>	郵貯
千代田区霞が関1丁目3番2号	
<small>氏名</small>	
郵貯 太郎 代表相続人 郵貯 花子	
<small>受任者（代理人）</small>	
<small>住所（〒100 - 8798）</small>	
千代田区霞が関1丁目3番2号	
<small>氏名</small>	
郵貯 桃子	

【ご注意】
 ※ 委任状は、手続きを委任する方が自筆でご記入ください。
 ※ この委任状に基づき代理人さまが手続きをする際は、代理人さまのご住所、お名前が確認できる公的証

委任状作成の日付をご記入ください。

相続する口座記号番号を全てご記入ください。

代表相続人様の住所及び氏名（氏名の前に「被相続人様の氏名及び代表相続人」の文字）等をご記入の上、代表相続人様の印章（実印）を押してください。

代表相続人様から相続手を受任される方（代理人様）の住所及び氏名等をご記入ください。

委任する内容は具体的にご記入ください。
※注をご参照ください。

※注 委任する内容欄につきましては、下記の該当する内容をご記入ください。

「上記貯金等の相続手続きに関する」は必ずご記入ください。

「書類の提出」：書類の提出を代理人様が行う

「証書等の受領」：払戻証書又は名義書換済みの通帳等の受け取りを代理人様が行う

「払戻金の受領」：払戻証書の換金を代理人様が行う

「返送書類の受領」：書類に不備がある場合に、書類の返送先を代理人様あてにする

「連絡」：電話連絡を差し上げる場合に、連絡先を代理人様にする

この場合は、代理人様の電話番号を必ずご記入ください。

※ 上記以外にも委任する事柄がある場合は、委任する内容を具体的にご記入ください。